銚 企 第 1 8 7 号 令和元年10月2日

千葉県知事 鈴 木 栄 治 様

銚子市長 越 川 信



(仮称) 銚子沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する 意見について(回答)

令和元年8月30日付け環第449号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。





担当

銚子市企画財政課

洋上風力推進室 洋上風力推進班

TEL: 0479 (24) 8912 FAX: 0479 (25) 4044

E-mail: iju-info@city.choshi.lg.jp

- 1. 風力発電施設から発生する騒音及び低周波音については、環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」等を参考にするなどし、事業実施想定区域周辺の住民等への影響に十分配慮すること。
- 2. 銚子マリーナの管理者及びその利用者のほか、イルカウォッチングやクルージングを実施している有限会社銚子海洋研究所に十分説明すること。
- 3. 事業実施想定区域だけでなく、その周辺区域も含めた海域に生息する動植物への影響を可能な限り低減させるとともに、漁業者等と漁業共生策について十分な協議を図っていくこと。
- 4. 配慮書に記載された事業実施想定区域の付近には、国指定名勝及び天然記念物に指定されている文化財「屏風ケ浦」がある。屏風ケ浦の名勝としての価値は、指定区域としての陸地部分だけでなく、「海洋+台地+空+海浜+岩礁+富士山」が一体となった景観にある。

「屏風ケ浦」が文化財指定を受けた際に評価された文化財としての価値を把握し、守るべき価値を失うことがない事業計画を検討するために、景観や天然記念物の専門家から指導、助言を受けることや、文化財担当課や地域住民から意見聴取し、事業計画に反映されたい。

千葉県知事 鈴木 栄治 様

旭市長 明智 忠直



(仮称) 銚子沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 に対する意見の提出について

令和元年8月30日付け環第449号で通知のあった標記の件について、環境影響評価法第3条の7に基づく主務省令第14条第4項の規定により、下記のとおり環境保全の見地から意見を述べます。

記

- 1 騒音及び超低周波音について
- ・方法書以降の手続きにおいて、騒音及び超低周波音の影響については影響予測を十分に行い、環境保全に努めること。騒音及び超低周波音の発生に留意し、 苦情が発生した際には真摯に対応すること。
- 2 動物(空域を飛翔する動物及び海域に生息する動物)について
- ・鳥類、魚類、海棲哺乳類等の状況を十分に把握し環境保全に努めること。
- 3 景観について
- ・風車の配置等を考慮し、眺望景観への影響の低減に努めること。
- 4 人と自然との触れ合いの活動の場について
- ・市民の生活環境の保全に十分努めること。

5 全体として

・近隣の住民や、当海域で業を営んでいる漁業者等に対する超低周波音及び船舶への電波障害等の影響予測を十分に行い、良好な住環境を保持すること。

【お問合せ先】

担当:旭市環境課

環境政策班 向後、高上

連絡: 0479-62-5328

e-mail: kankyoseisaku@city.asahi.lg.jp

千葉県
-1,10,-2
収受

受付 元 10. -2 千葉県環境生活部 環境政策課